介護保険課　給付グループからのお知らせ

1　ケアマネジメントについて

適切なケアマネジメントの実施は、介護保険制度の根幹を成す重要なものです。以下にお示しする介護保険法の趣旨や理念をよくご理解いただき、介護保険サービスの提供にあたってください。

介護保険法（以下「法」という。）の理念は、第一条に記されているように「尊厳の保持」と「自立支援」であると言えます。

第一条　この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、**必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

また、法第二条においては、介護保険給付のあり方についての方針が明記されています。

第二条　介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2　前項の保険給付は、**要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう**行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3　第一項の保険給付は、被保険者の**心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう**配慮して行われなければならない。

4　第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、**可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**に配慮されなければならない。

東三河広域連合では、以上のような法の理念に基づき、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を以下のように定義しております。今一度ご確認をお願いいたします。

要介護状態等の軽減又は悪化の防止の助けとなるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて、適切な介護サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されることにより、可能な限り、利用者が住み慣れた居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、サービス計画を立案し、計画に基づいたサービス提供が行われるよう調整・管理を行うこと。

2　介護給付適正化について

「介護給付適正化」とは、介護保険者が、介護給付を必要とする被保険者を適切に認定した上で、その被保険者が必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促す取り組みであり、介護保険制度の維持のために必要なものです。

東三河広域連合では、介護給付適正化の一環として下記の取り組みを実施しています。ご理解とご協力をお願いいたします。

⑴　ケアプラン点検

介護給付適正化、居宅介護支援及び介護予防支援の質の向上の観点から、ケアプラン点検を実施しています。点検にあたり、介護給付適正化の観点からいくつかの条件を付し、その条件に適合する対象者のケアプランを提出していただきます。

東三河広域連合における、ケアプラン点検の実施方針は以下のとおりです。

①　ケアプランに定められたサービス内容・量が適切なものであるかを、一連のケアマネジメントを確認することによって検証する。

②　事業所が介護サービスの質の向上に努め、もって居宅サービス利用者の在宅生活を維持するため、ケアプラン作成技術向上への具体的な支援を実施する。

③　介護支援専門員等が抱える問題点や悩みを把握し、問題解決、運営改善のための助言及び指導を実施する。

ケアプラン点検について、参考資料を東三河広域連合ＨＰに掲載しています。ご確認ください。

特に「ケアプラン点検実施内容について」は、ケアプラン点検に関係する事業所の方は再度、確認をお願いいたします。

また、ケアプラン作成にあたり自己チェックやケアマネジメントの振り返り等に活用していただくことを目的とし、「ケアプランチェックシート」も掲載していますので、併せてご確認ください。

トップページ＞実施事務＞介護保険＞介護保険事業者向け情報
＞居宅介護（介護予防）支援事業者・ケアマネジャー関連＞ケアプラン点検について

- ケアプラン点検実施内容について（令和６年４月修正）
- ケアプランチェックシート

⑵　医療情報との突合及び縦覧点検について

介護保険者は、国保連合会から、給付費適正化業務の判断材料として過誤請求及び不正請求等の過誤調整に直結する情報を受領しています。その情報を基に、対象事業所に確認をすることがあります。

例）・　医療保険と介護保険の適用関係から同時には成立しないはずのサービス提供があるケース
　　・　介護保険サービス（給付費若しくは稼働率）の不自然な急増が見られるケース
　　・　一つの事業所から偏ったサービス提供がされているケース

※　疑義が生じたケースについては、電話等により状況の確認を行います。

⑶　訪問介護の生活援助中心型サービスが規定回数を超える対象者の事務取扱について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号)第 13 条第 18 号の 2 の改正に伴い、平成 30 年 10 月 1 日以降に作成(新規・更新)または変更(軽微な変更は除く。)した居宅介護サービス計画について、その利用の妥当性を検討し、当該居宅介護サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅介護サービス計画と訪問介護の生活援助が規定回数を超える対象者届出書の提出をお願いします。

※　東三河広域連合ＨＰ内の以下のページに様式を掲載しています。

トップページ＞実施事務＞介護保険＞介護保険事業者向け情報
＞居宅介護（介護予防）支援事業者・ケアマネジャー関連
＞訪問介護の生活援助中心型サービスが規定回数を超える対象者の事務取扱について

■　対象となる居宅介護サービス計画

平成 30 年 10 月 1 日以降に作成(新規・更新)または変更(軽微な変更を除く)した居宅介護サービス計画で、訪問介護において以下の回数以上の「生活援助中心型サービス」を位置づけた場合。（1 か月あたり）

要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
27 回以上	**34 回以上**	**43 回以上**	**38 回以上**	**31 回以上**

⑷　軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

軽度者（要介護１、要支援１・２）について(※)、その状態像から使用が想定しにくい車いす等の種目は原則的に保険給付の対象外です。ただし、例外的に要介護認定の認定調査票による判断、あるいは「指定福祉用具貸与費に係る算定可否申請書（以下「可否申請書」と記載）」による申請を行うことで保険給付が可能となる場合があります。この申請を行う際は、下記の点に注意してください。

※　自動排泄処理装置については要介護１・２・３、要支援１・２

①　提出忘れにご注意ください。

有効期間の開始日は申請書類を受け付けた日からのため、担当する居宅介護支援事業所が可否申請書の提出を忘れていたことによって保険給付できなくなるケースが発生しています。必要時は遺漏なく提出をお願いします。

居宅介護支援事業所（予防支援含む）を別事業所に変更する場合も、口頭で引き継ぐだけでなく、書面にてその算定の可否を必ず確認するようにしてください。

福祉用具貸与事業所も、適時書面にて算定の可否を確認することが望ましいと考えます。

なお、**要介護（要支援）認定申請中の方が暫定的にこのようなサービスを利用する場合は、介護度や認定調査票情報を確認できないことから、全て算定可否申請書の提出が必要となります**のでご注意ください。後日、軽度者であることが判明した場合でも、遡りでの申請はできません。

② 主治医による医学的所見を聴取してください。

医学的な立場から例外給付となる状態像(ⅰ)～(ⅲ)に該当する具体的な情報を記載していただくものであり、福祉用具導入の同意や可否を求めるものではありません。単なる診断名の記載や「福祉用具が必要であると医師から言われた」という内容では貸与の必要性が確認できません。

病名・現在の状態像・今後見込まれる状態像を聴取してください。

③ サービス担当者会議において、算定の必要性を検討してください。

ケアプラン点検等で担当者会議録を確認すると、その福祉用具の検討の記載が無いケースや、記載されていても、必要性が確認できないケースがあります。

医師の意見（医学的な所見）を入手した後、サービス担当者会議を開催し、医師の意見（医学的な所見）を参考に、福祉用具の例外給付が自立支援に役立つかを検討し、必要性を判断した内容を「サービス担当者会議の要点」に具体的に記載してください。

車椅子なら「移動」、特殊寝台なら「起き上がり」や「寝返り」等について、項目ごとに検討を行い、その必要性を具体的に記載してください。

⑸ 長期間に渡るショートステイ利用時の福祉用具貸与について

短期入所施設内で利用者が使用する福祉用具は本来施設側で用意すべきであることから、その費用は短期入所サービスの報酬に包括的に含まれています。このため長期間に渡るショートステイ利用時における福祉用具の貸与は原則として認められません。

ただし、施設側で用意できない特殊な福祉用具を必要とする場合は、個別にご相談下さい。

⑹ 福祉用具貸与の認知症老人徘徊感知機器の取り扱いについて

「認知症老人徘徊感知機器」とは、「認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 93 号第 11 項）とあります。これは、認知症である老人が単独で屋外へ出る危険を回避するためのものと理解します。ＧＰＳ通信機能を用いて当該老人の位置を把握する活用方法は、「認知症老人徘徊感知機器」の定義とは異なり、保険給付の対象とはなりません。

ＧＰＳ通信機能を有するものについては、認知症老人徘徊感知機器の種目に相当する部分とＧＰＳ通信機能に相当する部分が区分できる場合に限り、認知症老人徘徊感知機器の種目に相当する部分を保険給付の対象としています。

⑺ 昇降座椅子の取り扱いについて

昇降座椅子は「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断します。昇降座椅子は「床からの昇降」を補助するものであるため、床からの「移乗」を評価してください

昇降座椅子の利用を希望する被保険者は、床（畳）での生活が必要な方が想定されます。算定可否の申請書を提出する際には床（畳）での生活でなければならない理由をケアプラン等に明記して下さい。

申請の際には、主治医による医学的所見を聴取し、サービス担当者会議において十分に検討してください。

⑻　特殊寝台付属品のテーブルに係る選定判断について

特殊寝台付属品のテーブルは特殊寝台上で使用できる製品を給付対象としてきましたが、令和６年 10 月サービス提供分より特殊寝台と一体的に使用されるものに限り、ベッドサイドで使用するテーブルについても保険給付の対象とします。

なお、選定の判断基準につきましては、令和６年８月２日付介護保険最新情報 Vol. 1296 をご参照ください。

福祉用具貸与についてのＦＡＱを東三河広域連合ＨＰに掲載しております。適宜ご確認ください。

トップページ＞実施事務＞介護保険＞介護保険事業者向け情報＞その他介護保険給付関連
＞住宅改修・福祉用具について

3　福祉用具購入の取り扱いについて

⑴　排尿予測支援機器

この品目に係る保険給付の対象は運動機能の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者等であって、排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿することが見込める者としています。支給申請時に申請書やカタログ、領収書等のほかに特定福祉用具販売事業者が膀胱機能及び試用状況を確認した下記１及び２の書面を提出する必要がありますのでご注意ください。

①　居宅要介護者等の膀胱機能を確認できる書面（いずれか１点）

ア　介護認定審査における主治医の意見書
イ　サービス担当者会議等における医師の所見
ウ　介護支援専門員等が聴取した居宅介護サービス計画等に記載する医師の所見
エ　個別に取得した医師の診断書　等
※　確認内容は膀胱機能が損なわれるような疾患が診断されていないこと。

②　試用状況等の確認ができる書面（いずれか１点）

ア　令和４年３月 31 日付け事務連絡　介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るＱ＆Ａの送付について　「別添　排泄予測機器　確認調書」※
イ　申請書や福祉用具販売計画等に上記アの「別添　排泄予測機器　確認調書」と同様のことを記載されていること。

※　東三河広域連合ＨＰ内の以下のページに様式を掲載しています。
トップページ＞実施事務＞介護保険＞申請書（様式）一覧＞給付関係書類
＞福祉用具（購入・貸与）関連＞介護保険最新情報 Vol.1059　（23 ページ）

⑵　一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制について

令和６年４月１日より、利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制となりました。選択に当たっては、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行ってください。

≪対象福祉用具≫

種目	機能または構造、条件等
歩行補助杖	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る
歩行器	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターがついている歩行車は除く
スロープ ※１	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く

※１　設置場所及び居室からの移動導線を記載した図面、設置後の写真添付が必要です。
詳しくは介護保険最新情報 Vol.1213 及び Vol.1225 をご確認ください

4　特定福祉用具購入及び住宅改修に係る受領委任払い制度の開始について

要介護・要支援認定を受けている方が介護保険の対象となる特定福祉用具を購入したとき、又は住宅改修を行ったときの保険給付分の支給は、利用者がいったん費用の全額を支払う「償還払い」と、利用者が自己負担分（１割から３割）だけを事業者に支払い、保険給付分（９割から７割）を東三河広域連合から事業者に支払う「受領委任払い」があります。

「受領委任払い」では、利用者は初めから自己負担額のみの支払いで済むことになり、購入等に係る一時的な経済的負担が軽減されます。

制度の概要、自己負担分計算方法、必要書類等については東三河広域連合ＨＰ内の以下のページに掲載しています。

トップページ＞実施事務＞介護保険＞介護保険事業者向け情報
＞介護保険福祉用具購入費の受領委任払いについて＞介護保険住宅改修費の受領委任払いについて

5　福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について

全国平均貸与価格及び上限価格については、下記のホームページに掲載されていますので、ご確認をお願いします。新商品については３か月に１度の頻度で公表、既に設定されている商品は３年に１度の割合で見直しを行い、概ね６か月前に公表されます。

掲載先(厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html
同内容は、公益社団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載されています。
http://www.techno-aids.or.jp

6　住所地特例施設入退所連絡票の取り扱いの確認について

「住所地特例施設入退所連絡票（以下「連絡票」)」を東三河広域連合介護保険課に提出する必要のあるケースは、以下のとおりです。住所地特例施設においてこのようなケースがあった場合は、遺漏なく連絡票の提出をお願いいたします。

⑴　提出が必要なケース

・　東三河広域連合以外の市町村の被保険者が、住所地特例対象施設に住所を変更（転入・転居）して入所した場合。

・　上記の対象者について住所変更（転居や転出）があった場合や死亡した場合。

※　第２号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の人）についても同様です。遺漏なく提出してください。

※　個人情報のため、ＦＡＸによる連絡票の送付は行わないでください。

⑵　様式について

東三河広域連合ＨＰ内の以下のページに、連絡票の様式を掲載していますのでご利用ください。

トップページ＞実施事務＞介護保険＞申請書（様式）一覧＞資格関係書類
＞住所地特例入退所連絡票【施設提出用】